



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第95号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1993, 95, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78906
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第95号

1993年12月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

〈目 録〉吐魯番出土文物關係論著目録（稿）－1992・国内篇－	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・關尾史郎編	1
〈新著紹介〉はじめに・・・・・・・・ 3 / 孫振玉「試析麹氏高昌王國對葡萄種植經濟以及	
租酒的經營管理」・・・・・・・・ 5 / 姚崇新「麹氏高昌王國官府授田制初探」・・・・・・・・ 6	

吐魯番出土文物關係論著目録（稿）

— 1992・国内篇 —

關尾史郎編

【はじめに】

本目録は、1992年一年間に、日本国内で発表された吐魯番出土文物關係の論著を輯めたものである。体裁の基本は本誌第86号（1993年3月1日発行）に掲載した「1991・国内篇」に準じている（第86号同様、発行年月も併記するようにつとめたが、どうしても月が不明なものについては、発行年だけを記した）。

なお本会報も昨92年は月刊で第72号から第83号までの計一二冊が発行されたが、ここに掲載された関連記事については、第79号（1992年8月1日発行）と、第91号（1993年8月1日発行）に掲載した総目次を参照していただきたい。

掲載した文献の入手にあたっては、いつもながら会員の片山章雄氏をわずらわせてしまった。記して感謝の意を表したい。

I 総 記

II 図 録（写真・図版）

- （1） 『「シルクロードの都 長安の秘宝」展図録』セゾン美術館・日本経済新聞社 1992年

III 資 料（文書・墓誌）

IV 調査報告

- （1） 荒川正晴「吐魯番・烏魯木齊周辺地域の史跡について」『内陸アジア史研究』第7・8号
1992年10月 66～93
- （2） 長澤和俊・荒川正晴「新疆の日中共同学術調査概報－付南疆遺跡参観報告－」『内陸アジア史研究』第7・8号（前出） 1～20

V 概説・研究・紹介

A 著書

- (1) 池田温編『講座 敦煌』第5巻・敦煌漢文文献 大東出版社 1992年3月
- (2) 桑山正進編『慧超往五天竺国伝研究』京都大学人文科学研究所 1992年3月
- (3) 東野治之『遣唐使と正倉院』岩波書店 1992年7月
☆所収：「上代文学と敦煌文献」（1987年）／「『典言』の成立と受容」（1985年）／「開元通宝の銭文と皇朝銭」（1991年）

B 論文

- (4) 荒川正晴「唐の対西域布帛輸送と客商の活動について」『東洋学報』第73巻第3・4号 1992年3月 31～63
- (5) 伊藤伸「中国書法史上から見た敦煌漢文写本」V（1） 143～227
- (6) 池田温「中国古代の租佃契」（下）東京大学東洋文化研究所編『アジアの文化と社会』Ⅱ 汲古書院 1992年3月 61～131
- (7) 池田温「契」V（1） 653～692
- (8) 石見清裕「阿史那毗伽特勤墓誌」訳試稿『内陸アジア言語の研究』Ⅶ 1992年5月 55～94
- (9) 栄新江「所謂‘Tumshuqese’文書中の‘gyazdi-’」『内陸アジア言語の研究』Ⅶ（前出） 1～12
- (10) 尾崎康「史籍」V（1） 303～330
- (11) 愛宕元「唐代の蒲州河中府城と河陽三城－浮梁と中潭城を伴った城郭－」唐代史研究会編『中国の都市と農村』汲古書院 1992年7月 263～295
- (12) 王炳華「考古資料から見たシルクロードの開拓と路線の変遷」『内陸アジア史研究』第7・8号（前出） 21～37
- (13) 大津透「課役制と差科制－課・不課・課戸にふれて－」池田温編『中国礼制と日本律令制』東方書店 1992年3月 249～280
- (14) 大津透「唐の律令と日本－租庸調制の継受と特質－」池田温編『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館 1992年6月 97～129
- (15) 岡野誠「敦煌資料と唐代法典研究－西域発見の唐律・律疏断簡の再検討－」V（1） 507～532
- (16) 北村高「西域文化資料（大谷文書）」の出土地について『龍谷史壇』第99・100号 1992年11月 1～24
- (17) 坂上康俊「詔書・勅旨と天皇」池田温編『中国礼制と日本律令制』（前出） 333～363
- (18) 栄原永遠男「錢貨の多義性－日本古代錢貨の場合－」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史』Ⅲ・海上の道 東京大学出版会 1992年11月 63～87
☆再録：栄原永遠男『日本古代錢貨流通史の研究』塙書房 1993年2月 第六章
- (19) 白須淨眞「トゥルファン古墳群の編年とトゥルファン在地支配者層の編年－麹氏高昌国の支配者層と西州の在地支配者層－」『東方学』第84輯 1992年7月 111～136
- (20) 杉井一臣「唐代前半期の郷望」唐代史研究会編『中国の都市と農村』（前出） 297～323
- (21) 關尾史郎「トゥルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」（四）『人文科学研究』第81輯 1992年7月 25～63
- (22) 關尾史郎「田畝作人文書」の周辺－アスターナー五四号墓出土作人関係文書の分析－『東アジア－歴史と文化－』創刊号 1992年6月 100～84
- (23) 關尾史郎「章和五（535）年取牛羊供祀帳」の正体－『吐魯番出土文書』割記（七）

- ー」『史信』（新潟大学關尾ゼミ）第27号 1992年5月 1～4
 (24) 土田健次郎「儒教典籍」V（1） 263～302
 (25) 中村裕一「官文書」V（1） 533～584

VI 動 向・目 録

- (1) 池田温「日本の唐史研究－近年の動向－」『中国史学』第2巻 1992年10月 233～248
 (2) 伊藤敏雄・關尾史郎「批評と紹介：侯燦著『高昌樓蘭研究論集』」『東洋学報』第73巻第1・2号 1992年1月 69～77
 (3) 山本光朗「1991年の歴史学界－回顧と展望－／内陸アジア・1」『史学雑誌』第101編第5号 1992年5月 251～256

VII そ の 他

- (1) 井上靖『西域仏跡紀行』法蔵館 1992年1月
 ☆所収：「シルクロード地帯を訪ねて」（1981年）／「私の西域紀行」（1978～1981年）／「トルファン街道」（1977年）
 (2) 真木太一・真木みどり『砂漠の中のシルクロード－悠久の自然と歴史－』新日本出版社 1992年9月

（以上）

※ 新 著 紹 介 III

【 は じ め に 】

ここでは、本会報第89号で予告した1990年公表分や発行年次未詳分について紹介したいが、直接に対象となるのは、『吐魯番学研究專輯』と『中国吐魯番学学会第一次学術研討会論文集』に収録されている諸論稿である。ただし両書ともいわゆる内部資料であり、わが国では入手は困難なようなので、先ずその目次を示し、次いでその論稿の紹介を行ないたい（取り上げた論稿については、目次に*印を付した）。

■『吐魯番学研究專輯』

（敦煌吐魯番学新疆研究資料中心・《新疆文物》編輯部編、1990年11月 8.20元 CNXJ1078-1/B5）	
序	季羨林 1～3
吐魯番出土文書在學術研究上的價值和影響	穆舜英 4～22
吐魯番地区的史前文化	陳 戈 23～40
吐魯番地区石器時代遺址	王 博 41～55
唐代以前的吐魯番水利	王炳華 56～73
再論吐魯番出土文書中所見高昌奉行的年号問題	侯 燦 74～95
從《高昌主簿張緒等伝供状》看柔然汗国在高昌地区的統治	錢伯泉 96～111
高昌回鶻与阿薩蘭回鶻－兼論其与遼、宋的關係－	華 涛 112～125
從葬儀看道教“天神”觀在高昌国的流行	陳国燦 126～139
從車師仏教到高昌仏教	陳世良 140～153
從出土文書看唐代磧西的漢文教育、儒学和漢方医学	薛宗正 154～191
吐魯番出土随葬衣物疏的性質及其相關問題	孟憲実 192～208
《三台》探究－吐魯番出土文物中的一則音樂資料－	周菁葆 209～217

* 試析麹氏高昌王国对葡萄種植經濟以及租酒的經營管理	孫振玉	218～239
從吐魯番出土回鶻文文書看高昌回鶻的社会經濟	郭平梁	240～278
蒙元時代高昌回鶻土地制度初探	楊富学	279～318
吐魯番出土文書字詞雜考	張涌泉	319～332
敦煌回鶻文遺書四種	李經緯	333～358
回鶻文中心木	伊斯拉菲爾·王素甫	359～368
漢文——回鶻文双語体《仏説温室洗浴衆僧經》殘片考釈		
—兼論古代維吾爾族漢·維仏經翻譯的類型—	牛汝極	369～382
柏林印度芸術博物館吐魯番藏品目錄(377—566)	普魯士人類文化博物館編	
	趙崇民·楊富学訳	383～462

■『中国吐魯番学学会第一次學術研討会論文集』

(中国吐魯番学学会秘書処編、発行年次未詳〈前言は1991年9月〉)

前言	中国吐魯番学学会秘書処	i～ii
庫爾班·尼牙孜同志在中国吐魯番学学会第一次學術研討会開幕式上的講話 (一九九〇年五月二十二日)		1～3
張文華同志在中国吐魯番学学会第一次學術研討会閉幕式上的講話 (一九九〇年五月二十三日)		4～6
吐魯番墓葬文書中所見緣禾与建平年号考辯	侯 燦	7～18
從祀部文書看高昌麹氏王朝時期的祆教及粟特九姓胡人	錢伯泉	19～34
“西州之印”印鑑的發現及相關問題	柳洪亮	35～41
車師古国史上的兩個問題	陳良偉	42～51
中華民族之精英、祖国統一之典範		
—巴爾術阿而忒的斤家族為實現、維護、鞏固祖国統一英雄業績說略—	孫邦儒	52～67
新疆托克遜県科普加衣岩画中所反映的古代民族及社会經濟生活	蘇北海	68～91
《十六国時期高昌官地上的“佃役”与“共分治”》	嚴耀中	92～102
從考古学及出土文書中可見“坎兒井文化”之一斑	儲懷貞	103～115
物竟天择—吐魯番盆地坎兒井考析—	哈運昌	116～130
* 麹氏高昌王国官府授田制初探	姚崇新	131～147
新疆地区出土的唐代雕塑猿猴芸術	王珍仁	148～162
新疆石窟壁画中的漢風樂器	李 玫	163～179
新疆石窟建築的分類	[蘇] 李特文斯基／皮奇康著 秦衛星訳	180～202
從吐魯番的出土文物中探討中国花鳥画的發展淵源与高昌唐代時期花鳥画的芸術成就	閻 明	203～214
吐魯番旅游資源開發芻議	蔡美樞	215～220
試論吐魯番地区的農村教育改革	李 都	221～239
淺談吐魯番盆地的生土建築	楊建芳	240～249
進一步發展旅游事業、提高吐魯番在全世界的知名度	胡祖源	250～256
略論“絲綢之路”引進作物对中原經濟發展的貢獻	賀忠輝	257～266
“吐魯番”名称小議	葛 莘	267～272
加強对“筒坑之城”—安樂城的保護、發掘和研究—	申北人	273～277
中国吐魯番学学会簡介	李 農	278～281

◆孫振玉「試析麹氏高昌王国对葡萄種植經濟及租酒的經營管理」

「高昌年次未詳張武順等葡萄畝數及租酒帳」（以下、「張武順帳」）をはじめとする帳簿様文書や租酒に関する條記文書を手がかりとして、表題のテーマに迫った論稿で、この分野では初めての専論である。

著者は冒頭に解決すべき問題として、①「張武順帳」の「姓」字の解釈、②「高昌年次未詳條列後入酒斛斗數奏行文書」（以下、「奏行文書」）の「後入酒」の解釈、③高昌国における葡萄園の所有権と葡萄園の分配の特徴、および④租酒の管理の四点を指摘し、その解決に挑んでいる。先ず①については、呉震氏の成果を参考にしながら「張武順帳」を分析に取りかかるが、呉震氏が量器と理解した「姓」字の解釈こそそのポイントであるとし、これを「人」、すなわち葡萄園主という新しい理解を提示する。著者によると、「得酒▲▲姓有酒△△斛」という文言も、「▲▲人から△△斛の酒を得た」ということになる（▲▲の数字と△△の数字が、1：10～15〈平均は12.8〉というような比例を示すのが、その最大の根拠となっている）。またその平均「得酒」額 5.6斛が、「張武順帳」と同じくアスターナ三二〇号墓から出土した「高昌年次未詳苻養寺葡萄園得酒帳」の平均「得酒」額5.71斛に近似することから、「張武順帳」で▲▲姓と数字でしか表現されていなかった葡萄園主が後者では具体的な姓名で記載されているという。そして最大の懸案である「得」字については、「接收」・「獲得」の意と断ずる。

次いで③の問題について論及する。すなわち葡萄園の実際の占有権は葡萄園主にあるものの、最終所有権は官府に帰属するというのが著者の考えである。最終的所有権が官府に帰属することの根拠として著者があげているのは、⑤葡萄園もその他の地目と同じく、基本的に官府の統制と管理のもとに民戸に支給されたこと、⑥官府が租酒の徴収を通じて収穫の分配に参加すること、⑦官府が葡萄園の売買に関与すること、および④葡萄園の再分配や園主の負担に官府が介入したことなどである。このうちとくに⑤については、「奏行文書」や「高昌年次未詳勘合高長史等葡萄園畝數帳」（「高長史帳」）などから、複数の民戸によって葡萄園が共同で管理され、租酒の納入も共同で行われたことが主張されている。一方また占有権が葡萄園主にあることの根拠としては、⑧葡萄園は永業田として支給され、子孫に継承されたり、第三者に贈与されたりしたこと、⑨官府の許可のもとに売買できたこと、および⑩租佃に官府は関与しなかったこと、この三点があげられている。

最後に④の問題について、②の問題を手がかりとしながら、「後入酒」があれば、「前（先）入酒」があったはずだとする。そして租酒の條記文書などから租酒の納入は年間二回にわたって行われ、正月に納入されたのが「前（先）入酒」、一二月に納入されたのが「後入酒」であることを推測する。また租酒額が納入者ごとに多様である点については、葡萄園の売買や租佃、さらには官府によるその減免などに由来するが、さらに重要なのは、官府に納入される以前に、官府が指定した特定の民戸に複数の民戸の租酒が一旦集中されたことであり、「張武順帳」の「姓」字はその端的な例であるという。

以上がおおまかな要約であり、高昌国時代の葡萄園や租酒に関する官府作成の文書はここにほぼ網羅されているといってよい。しかしだからといって、「姓」字や「後入酒」の解釈が妥当であるというわけでは必ずしもない。例えば「後入酒」の解釈だが、租酒の條記文書に見える納入月が正月と一二月だからといって、租酒の納入が年二回にわたって行われたというのは、速断であろう。全ての條記文書を対象とした分析をふまえれば、異なった解釈もまた十分に可能だからである。「姓」字にしても、租酒を納入した葡萄園主としなければならない必然性はない。著者の推測するようにもしこれ

が「人」ならば、どうして「姓」字でこれを示したのであろうか。「得酒▲▲姓有酒△△斛」を、「▲▲の姓（＝容器）に入った△△斛の葡萄酒を得た」と解釈すれば、問題はなかろう。この場合の「得」字は、新旧の収穫分の合計結果という程度の意味であって、深く詮索するとかえって理解を誤ることになりはしないか（その意味では、かつての拙稿「高昌「田畝（得・出）銀錢帳」について－『吐魯番出土文書』割記（一〇）－」〈下〉〈本会報第71号、1991年12月〉における理解は修正を必要としている）。また③の問題に関する著者の理解もほとんど受け入れられない。民戸の葡萄園が官府から永業田として支給されたことを証明することはできないからである（「高長史帳」の「下」字の解釈が独断的であることも無関係ではない）。

やはり個々の文書に関する、その復原も含めた史料論的な分析を怠っては、表題の問題に対するゆたかで正しい理解を獲得するのは困難であるというしかあるまい。（關尾）

◆姚崇新「麹氏高昌王国官府授田制初探」

高昌国時代の土地制度について、均田制の有無から論じる観点を相対化し、新たに官府授田制なる概念によって説明しようとした論稿。その根拠は、土地の売買契、租佃契、および「田園租役文書」などである。

先ず売買契については、その契約文書の点数や具体的な文言から判断して、売買は日常的に行われていたと考えられるが、官府の徭役が土地に付随していたので、その売買も官府の干渉や制約の対象となっていた。また租佃契からは、当時租佃が盛行しており、土地にかかる田租と徭役は「田（園）主」が負担することになっていたとする。「田園租役文書」としては、「計田承役文書」や「田租簿」、「請放脱租調辞」などが上げられており、例えば「計田承役文書」からは官府が土地に対して絶対的な支配権を有していたことが明らかであるという。著者はこのような点をふまえ、高昌国は封建土地国有制の段階にあったとするが、土地の売買が普及していたことや、田租ばかりか徭役さえも土地に賦課されていたことなどを根拠として、均田制の施行については否定し、国有地の租佃制という理解についても、土地売買の普及といった点から否定的であって、結局これは官府授田制として理解するしかないという。具体的には官府は人丁・民戸を単位として各種の土地を支給したが、その際土地の名称（地目）などに均田制下における用語を採用したのであり、常田を永業田と呼んだのなどはその一例である（この場合永業田とは「不動産」であり、これだけは売買されなかった）。また土地売買は、その使用権の売買にすぎなかった。

これがごく大まかな要旨だが、姚氏も国家が土地に対して絶対的な所有権を有していると考えており、先の張氏の論稿と接点がある。しかしイデオロギーの面や、新たに開発された土地などにおいては「授田」が機能したり実施されたりした可能性は否定できないかもしれないが、それ以上ではない。そもそもそれが普遍的な「制度」であったことを些かなりともうかがわせる史料はないし、論理的な可能性としても懐疑的にならざるをえない。狭小な盆地内の限定された土地が少数の有力者の手に集中することを回避するため、土地売買に対して許可制をとって官府が介入したのはある意味で当然であり、そのことと授田制の実施との間にはやはり大きな距離があるとすべきではあるまいか。

それにしても、均田制の施行や存在を相対化することはどうしてもこんなにも困難なのであろうか。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)